

那覇港管理組合告示第 12 号
令和 4 年 9 月 16 日

港湾施設使用者の公募について

港湾施設の利用者を下記募集要領に基づき公募します。

那覇港管理組合
管理者 玉城 康裕



那覇港新港ふ頭船客待合所利用者募集要領

1. 施設の概要（別紙 1 参照）

所在地：那覇市港町 1 丁目 16 番 10 号（新港ふ頭船客待合所 1 階）

延べ床面積：37 m²（1 階）

使用方法：事務室等

※利用者駐車場あり（1 台有料）

2. 申込資格

- (1) 申込業種について豊富な経営経験がある方
（原則として、現在まで引き続き 2 年以上の経営経験のある方）
- (2) 県税および市町村税を滞納していないこと。
- (3) 次の項目に該当しないこと。
 - ①成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者。
 - ③会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申し出がなされている者。

3. 使用条件

- (1) 那覇港管理組合港湾施設管理条例、同施行規則及び本要領に基づくものとする。
- (2) その他、使用許可に係る使用許可条件を遵守すること。

4. 使用期間

使用期間は、使用許可に基づく使用開始日から令和5年3月31日までとする。
なお、特段の事情がない限り、令和5年度以降継続使用が可能。

5. 使用料

- (1) 施設使用料：(1階) 64,750円/月 (37.0㎡×1,750円)
 - (2) 使用者の駐車場：車両1台、1月につき8,000円
- ※上記(1)(2)については、別途消費税が加算される。

6. 光熱水料

施設使用料とは別に、施設にかかる光熱水料等を徴収する。

7. 申込方法

次の(1)～(4)の書類を直接持参のうえ提出すること。(郵送等不可)

- (1) 港湾施設使用申込書(別紙：様式1)
- (2) ①沖縄県納税証明書(直近1年(期)分の県税全税目)
②所在地の市町村納税証明書(直近1年(期)分の全税目)
- (3) 法人登記簿謄本(法人の場合)又は住民票(個人の場合)
- (4) 誓約書(別紙：様式2)
- (5) その他、事務室の使用方法がわかる書類

※申込資格がない場合、または申込書その他の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、申込は無効とする。また、申込書等の提出書類は一切返却しない。

8. 受付場所

〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇ふ頭船客待合所2F
那覇港管理組合 総務部 管理課 ふ頭班(担当：池間)

9. 公募期間

令和4年9月16日(金)～令和4年10月3日(月)

受付時間 8:30～12:00、13:00～16:00

※土曜、日曜、祝祭日を除く

10. 使用者の選考

使用者の決定については、当組合で申込書類を審査し選定する。

必要に応じ申込書類等の内容について実態調査を行う場合がある。

申込者が複数の場合において、上記審査を経た上でもなお、使用者を決定することができない場合は、組合において抽選により決定する。

11. 結果発表

選定結果は、令和4年10月18日(火)までに、申込者へメール又は電話にて連絡する。

12. 港湾施設使用許可申請の手続き

使用者は決定後に交付される以下の書類を提出し、使用許可申請手続きを行う。

- (1) 港湾施設使用許可申請書
- (2) その他管理者が必要とする書類

13. その他

- (1) 公募期間内に申込者がいない場合は、引き続き申込の受付を行う。
- (2) 公募期間後の申込みがあった場合は、受付の先行した者を優先して審査を行い、使用者を決定するものとする。
- (3) 申込にあたっては、必ず現地及び周辺的环境等を確認すること。
【参考】那覇港管理組合 WEB サイト：<https://nahaport.jp/>
- (4) 施設の仕様及び法令等による規制のある業種は、使用できない場合がある。

【問い合わせ先】

〒900-0035 那覇市通堂町2番1号2階

那覇港管理組合

総務部管理課ふ頭班（担当：池間）

TEL 098-862-2328

FAX 098-862-4247